

## (個人情報保護方針)

- 各部署管理者は、次事項を含む個人情報保護方針を定め、文書化し、周知し、実行し、維持する。
  - (1) 適切な個人情報の取得、利用及び提供に努めること
  - (2) 個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん及び不正アクセスなどの予防処置又は是正処置を講ずること
  - (3) 個人情報に関する法令を遵守すること

## (個人情報保護管理者等)

- 代表取締役は、個人情報保護管理者を含む個人情報保護のために必要な組織を定め、役職員へ周知させる。
  1. 各部署管理者を個人情報保護管理者とする
  2. 個人情報保護管理者は、本マニュアルに定められた事項を理解し、遵守するとともに、次の事項を実施する責任と権限をもつ。
    - (1) 個人情報を取り扱う者に対する指導を統括すること
    - (2) 本マニュアルを管理すること
    - (3) 個人情報保護のための合理的な安全管理措置を講ずること
  - (4) 苦情及び相談対応を統括すること

(5) その他個人情報保護のために効果的な事項を実施すること

3. 個人情報保護管理者は、前項の責務を果たすため、各部門の個人情報取扱責任者、及び苦情対応担当者を指名し、それぞれの責任者又は担当者としての責務を行わせます。

**(個人情報取扱責任者)**

●個人情報取扱責任者は、担当部門における次の事項を実施する責任と権限をもつ。

(1) 本マニュアルを周知し、日常の安全対策の実施状況を管理すること

(2) 部門の担当者及び従事者並びに非常勤職員に対する指導を実施すること

**(苦情対応担当者)**

●苦情対応担当者は、事業所外からの個人情報に関する苦情及び相談などを受け付け

て対応するとともに、苦情及び相談内容を分析し再発防止等を検討・立案し、個人情報保護管理者へ報告するなど本マニュアルの運営に反映させる責任を負う。